

事業者用

リフォーム工事の廃棄物 正しい処理方法



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

はじめに

人々が生活のスタイルを見直し、環境への負荷を最小限に抑えなければならないことは、現在社会に生きる私たちの将来への責任です。この責任を果たすために、事業を行うにも、個人生活を営むにも、環境に配慮した行動が求められています。

その一方で、廃棄物の不法投棄は後を絶たず、そのうち建設系産業廃棄物が50%以上を占めている状況です。住宅リフォーム事業者においては、このような状況を十分に理解したうえで業務を行うことは社会的な責務です。

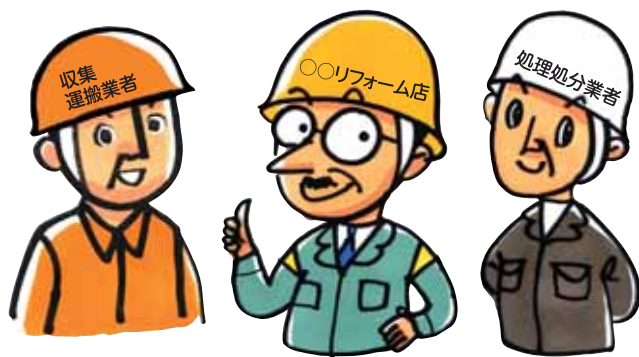
ところで、住宅リフォームは、既存住宅の内装や設備を取り壊して新たな内装や設備を取り付ける行いであって、必ず産業廃棄物の排出を伴います。住宅リフォーム事業者は責任を持って、廃棄物を処理するか、適切に処理することができる業者に引き渡さなければなりません。そのために、法律によって厳しいルールが定められています。

本冊子は、住宅リフォーム事業者の方に、廃棄物処理法をはじめとする法規に沿った適正な処理を確実に実施していただくために平成15年に発行したものです。その後、アスベスト対策や電子マニフェストに関する説明を追加し、改訂を重ねてきました。平成29年6月には、廃棄物処理法の一部改正法が公布され、平成30年4月に施行されており、その内容も反映して第4版として発行することになりました。

適切な廃棄物処理のための基本的な知識に加えて、運ぶ・保管する・処理するといった実際の事業活動で想定される疑問点を取り上げ、Q&A形式でわかりやすく解決策を掲載しています。住宅リフォーム事業者の方が、廃棄物の適正な処理方法を責任をもって実施していただくために本冊子をお役立ていただければ幸いです。

平成30年9月

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会



も く じ



えっ! 廃棄物が環境を破壊する!? ▶3

では? どうすればいいの、廃棄物!? ▶5

まず! 元請業者が中心に ▶7

しっかり! 管理! マニフェスト ▶9

その後? 廃棄物は、どう処理されるの? ▶11

Q1・産業廃棄物を協力業者に持ち帰らせてもかまわないの? ▶13

Q2・産業廃棄物はお客様が処理すべきでは? ▶14

Q3・産業廃棄物の処理はどんな業者に委託してもいいの? ▶15

Q4・産業廃棄物の収集運搬を近所の運送業者に頼んでもいいの? ▶16

Q5・委託業者が不法投棄したら、元請業者にも責任はあるの? ▶17

Q6・マニフェストを使えば委託契約は要らないの? ▶18

Q7・紙マニフェストの流れはどうなっているの? ▶19

Q8・電子マニフェストの仕組みはどうなっているの? ▶20

Q9・マニフェストは保管や報告をしなければいけないの? ▶21

Q10・マニフェストは、すべての廃棄物で1枚(1セット)でいいの? ▶22

Q11・マニフェストはどんな場合でも交付するの? ▶23

Q12・現場で分別するのは大変、何でも一緒に排出していいの? ▶24

Q13・自社に産業廃棄物を持ち帰る時も車輛表示と書類携帯は必要なの? ▶25

Q14・産業廃棄物が少量なので会社に保管しておいてもかまわないの? ▶27

Q15・建材に石綿が含まれていた場合、どうすればいいの? ▶28

Q16・リフォーム工事で、実際に石綿が出ることがあるの? ▶29

Q17・取り除いた石綿含有成形板は、通常の産業廃棄物の委託方法でいいの? ▶31

Q18・石膏ボードは他の廃棄物と違うと聞いたのですが? ▶32

Q19・一般廃棄物と産業廃棄物の区別は簡単にできる? ▶33

Q20・家具やテレビなどお客様に頼まれたものを処分していいの? ▶34

Q21・少量だし、紙や木なら家庭ゴミとして出していいの? ▶35

Q22・自分の所で燃やしたり、自分の土地に埋めてもいいの? ▶36

Q23・現場で余った端材は産業廃棄物? 持ち帰ってリユースしてもいいの? ▶37

Q24・梱包材などはメーカーに回収してもらえるの? ▶38

Q25・廃棄物処理法平成29年改正でリフォーム事業者に関連するものはなんですか? ▶39

Q26・平成27年の廃棄物処理法の災害に対応した改正について教えてください ▶40

Q27・石綿(アスベスト)含有建材データベースWeb版はどのようなものですか? ▶41

ご案内 廃棄物処理・リサイクルについての情報提供のご案内 ▶42



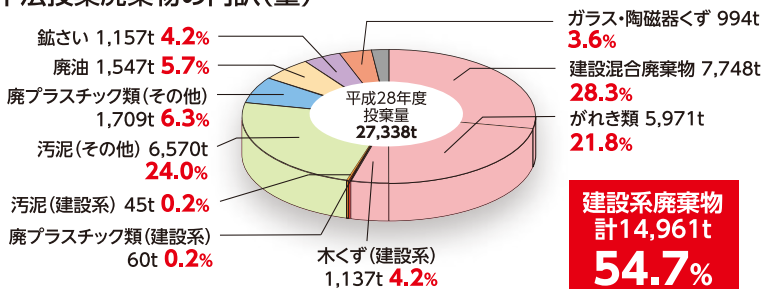


廃棄物が環境を破壊する!?

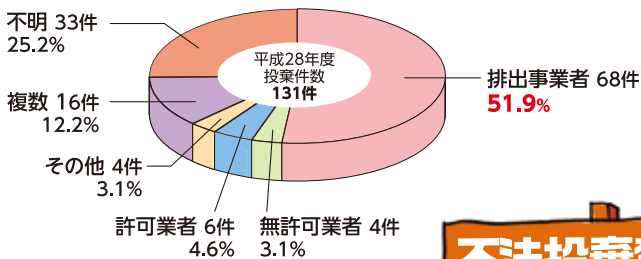
不法投棄量の約55%が建設系廃棄物。
不法投棄件数の約50%が排出事業者によるものです。

産業廃棄物全体で、建設系廃棄物が占める割合は20%程度にもかかわらず、不法投棄量では約55%が建設系廃棄物で占められています。不法投棄量・件数とも年々減少してきてはいますが、不法投棄件数の約50%が排出事業者(他産業も含む)によるものであることを考えると、建設業界のモラルが厳しく問われていると言っても過言ではありません。不法投棄は自然を破壊するだけでなく、生活環境上の支障もあり、またその除去には多大な税金等のコストが必要となってきます。(データは環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)」について)より)

■不法投棄廃棄物の内訳(量)



■不法投棄実行者の内訳(件数)



不法投棄は法律で厳しく罰せられます

不法投棄の罰則を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)では、厳罰をもってルール of 徹底をはかっています。例えば、不法投棄をした場合、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金またはその両方となります。廃棄物処理法はますます罰則が強化され、例えば未遂罪(ゴミを捨てようとした時点)でも逮捕されます。

■ 廃棄物処理法の罰則概要

罰 金	違 反 内 容
3億円以下の罰金 (法32条)	法人の廃棄物投棄禁止違反・未遂含む(法32条)
5年以下の懲役、もしくは 1000万円以下の罰金 または併科(法25条)	無許可営業、委託基準違反(無許可業者等への委託)、施設無許可設置、産業廃棄物の処理受託違反、 廃棄物の投棄・焼却禁止違反、不法投棄未遂、不法焼却未遂、等(法25条)
3年以下の懲役、もしくは 300万円以下の罰金 または併科(法26条)	委託基準違反、再委託禁止違反、施設改善命令・使用禁止命令違反、輸出入関係違反、 不法投棄又は不法焼却目的の廃棄物の収集又は運搬、等(法26条)
2年以下の懲役、もしくは 200万円以下の罰金 または併科(法27条)	25条の予備をしたもの(法27条)
1年以下の懲役または 100万円以下の罰金 (法27条の2)	マニフェストの虚偽違反等(法27条の2)
1年以下の懲役または 50万円以下の罰金 (法28条)	秘密保持義務違反等(法28条)
6ヶ月以下の懲役、もしくは 50万円以下の罰金 (法29条)	マニフェスト関係違反・電子管理票含む(法29条)
30万円以下の罰金 (法30条)	帳簿関係違反、責任者等設置義務違反、 立入り検査拒否、等(法30条)
20万円以下の過料 (法33条)	事業者の処理義務違反等(法33条)
10万円以下の過料 (法34条)	名称使用禁止等(法34条)



お部屋はスッキリ!
環境はメチャクチャ
これでいいの?

(H.29 改正内容含む)



社長のなやむ
コラム

どこが違うの? 廃棄物処理法と建設リサイクル法

廃棄物処理法は、一般廃棄物と産業廃棄物に関する処理等について定めています。リフォーム工事に伴う廃棄物は産業廃棄物(次頁参照)ですので、廃棄物処理法の規定に基づいて処理することになります。また、建設リサイクル法は、一定基準を超えた解体工事や新築・増改築工事において、分別や再資源化(リサイクル)を義務付けた法律です。リフォーム工事の場合、規模が1億円以上の工事を対象としていますので、一般的なものはこの法律の対象とはなりません。



では? どうすればいいの、廃棄物!?

環境に配慮した適正な処理とともに、リデュースやリユース、さらにリサイクルも求められています。

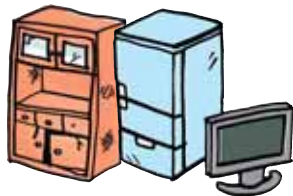
まずは廃棄物を見分けることが重要です。廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があり、それぞれ扱いが違います。一般廃棄物とは家具や電化製品など、工事(事業活動)とは直接関係のないものです。それらは事前にお客様に処分してもらいます。産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行います(次頁より解説)。うっかり捨てると法律違反になります。

リフォーム工事に伴う廃棄物(廃棄物処理法 による分類)



建設廃棄物

- | | |
|------------------------|------------|
| ①がれき類
(コンクリートくずを含む) | ④金属くず |
| ②廃プラスチック類 | ⑤ガラス・陶磁器くず |
| ③ゴムくず | ⑥紙くず |
| | ⑦木くず |
| | ⑧繊維くず ほか |



お客様に処分して頂きます。

一般廃棄物

【普通ゴミ】生ゴミ・びん・ペットボトルなど
【粗大ゴミ】机、ダンスなどの家具類など

家電リサイクル法の対象

【家電ゴミ】ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機(P34参照)

私たちが環境保全の役割を担うのね!



リフォーム工事廃棄物の処理のカタチ

現在、廃棄物の増大により、最終処分場の(埋立て可能な)残余年数がひっ迫しています。そこで廃棄物のリデュース(発生抑制)をめざしつつ、リユース(再使用)やリサイクル(再資源化)が強力にすすめられています。工事の際は、廃棄物のリデュース、リユースを心掛けましょう。さらに廃棄物を排出する場合は、リサイクルしやすいよう分別し、適正な処理を行いましょう。



社長のなやむ
コラム

どんなもの? 環境や健康によい建材って。

建材や資材は、環境や省エネさらに健康のことも考えて選ぶよう心掛けましょう。

- パーティクルボードなどのリサイクル商品やエコマーク商品、また間伐材を積極的に採用する。
- シックハウス症候群の原因となる有害物質の少ない材料(接着剤や塗料など)を使用する。
- リフォーム工事の現場は住宅地が多いので、排気や騒音に配慮した機材を使用する。
- なるべく端材を出さないよう、あらかじめカットして現場に持ち込む。
- 省エネ(冷暖房、給湯、断熱など)の設計も提案する。

まず!

元請業者が中心に

廃棄物は、元請が責任をもって処理します。

産業廃棄物の処理は、廃棄物の排出事業者(元請)が、最終処分の確認まで責任をもって行わなければなりません。元請とは、発注者(お客様)と直接、請負契約を取り交わし、最初にお金を受け取る業者のことです。

実際には、元請は「収集運搬業者」および「処理処分業者」と個別に直接契約し廃棄物の処理を委託します。協力業者(下請)に処分をまかせることはできません。また、元請自ら持ち帰って焼却したり、埋め立てることもできません。

廃棄物処理の契約関係

廃棄物の処理には
お金がかかるのね!



お客様

協力業者に持ち帰らせ
処分させるのは違法!

排出事業者(元請)が
自ら運搬するか、
産業廃棄物収集運搬業の
許可をもった業者しか
運べません

工事
契約



元 請



委託



協力業者(下請)

委託
契約



収集運搬業者

委託
契約

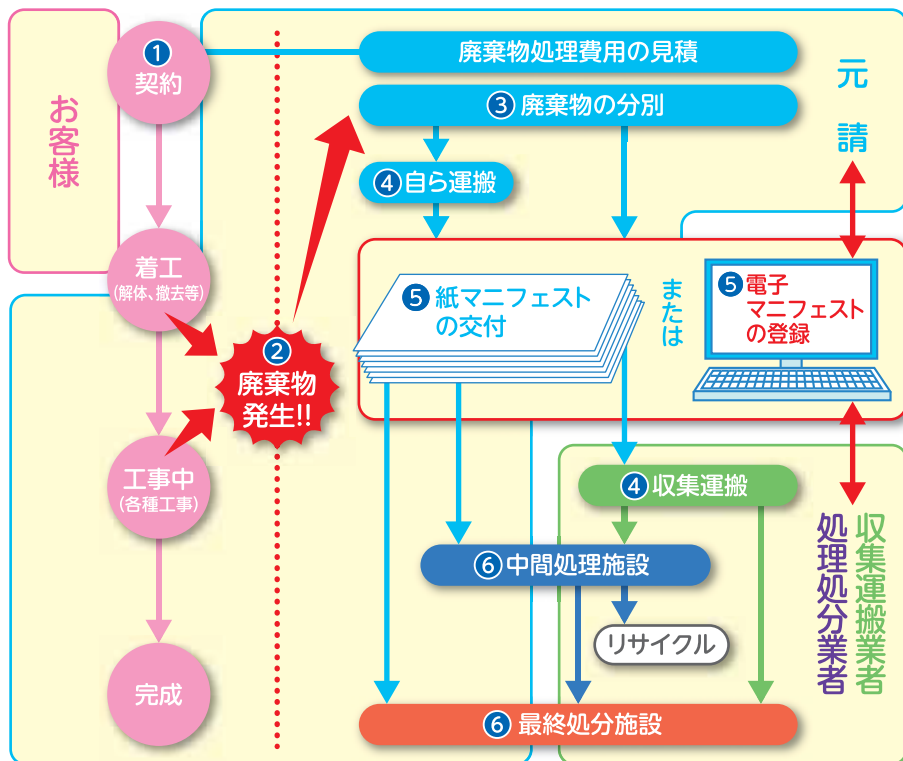


処理処分業者

リフォーム工事と廃棄物処理の流れの例

〈リフォーム工事の流れの例〉

〈廃棄物処理の流れの例〉



① リフォーム工事契約

建設廃棄物処理には、コストがかかります。
それを必要な費用として、見積書に明記します。

② 廃棄物の発生

リフォーム工事では着工から工事完了まで廃棄物が発生します。

③ 廃棄物の分別

工事によって発生した廃棄物を現場で分別し、
運搬まで一時保管します。

④ 自ら運搬/収集運搬

元請自らが運搬基準に従って、中間処理業者や
最終処分業者に持ち込むか、収集運搬業者に委託します。

⑤ マニフェストの交付・登録

適正な処理を確認するために、排出事業者が紙マニフェストを交付するか、
収集運搬業者・処理処分業者とともに電子マニフェストに登録します。

⑥ 処理処分

中間処理施設や最終処分施設で適正に処理します。
その際、リサイクルできるものは、リサイクル業者に委託します。



管理! マニフェスト

マニフェスト(管理票)によって、廃棄物の移動が確認できます。

マニフェストとは、積荷目録を意味します。ここでは産業廃棄物(積荷)の移動(受渡し)を把握するための管理票をマニフェスト(産業廃棄物管理票)と呼んでいます。マニフェストを交付する場合は、排出事業者が責任を持って、登録・照合などの管理や保管・報告などの義務を果たします。

●マニフェストの目的

産業廃棄物の処理を委託する排出事業者の責任を明確にするとともに、社会問題となっている不法投棄を未然に防止することが目的です。

●マニフェストの交付義務

産業廃棄物の処理を他人に委託する排出事業者は、マニフェストを利用しなければなりません(交付義務)。マニフェストは産業廃棄物を収集運搬業者または処理処分業者に引き渡す時に交付します。

●マニフェストの確認義務

排出事業者は、収集運搬業者、処理処分業者に対してマニフェストを交付することによって、委託した産業廃棄物が最終処分まで移動することを確認します。さらに処理業者から返送されてくるマニフェストで正しく処理されているかを確認する義務があります。

●マニフェストの保管・報告の義務(紙マニフェストのみ)

排出事業者は、マニフェストを5年間保管する義務があります。また、報告書を提出しなければなりません。

●電子マニフェストの使用義務

平成29年の改正により、特定の産業廃棄物を多量に排出している事業者[※]に、紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務づけられました(平成32年4月1日施行)。
※特別管理産業廃棄物(環境省HP http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/)の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上(PCB廃棄物は50トンの中に含まない)の事業場を設置する者



社長のなやむ
コラム

マニフェスト違反に懲役刑!?

マニフェストに課せられた義務に違反した場合、廃棄物処理法により、懲役刑も含む罰則が適用される場合があります。

※紙マニフェストのみ

主な違反の内容	罰則の適用
不交付 虚偽記載・登録 未記載(記載漏れ) 保管義務違反※ 報告義務違反※	勧告 ↓ 公表 ↓ 命令 ↓ 6ヶ月以下の懲役 または罰金50万円以下

電子と紙、2種類のマニフェスト

マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストの2種類があります(各々の仕組みはP19～20を参照)。事務の効率化や義務の軽減、記載漏れや期限遅れの防止、さらにコスト面などから電子マニフェストが普及しています。

平成29年の改正により、特定の産業廃棄物を多量に排出している事業者に、紙マニフェストの交付に代えて電子マニフェストの使用が義務づけられました。

●電子マニフェストと紙マニフェストの比較

項 目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者または処理処分業者に引き渡した日の翌日から、 3日以内 にシステムを利用して登録	廃棄物を収集運搬業者または処理処分業者に引き渡すと 同時に 、内容を記載した紙マニフェストを交付
運搬・処理終了の確認	情報処理センターを通して、収集運搬業者または処理処分業者から通知される 終了報告 (電子メール)によって確認	収集運搬業者から紙マニフェスト(B2票)を、処理処分業者から同じくD票・E票を 回収し 、手元のA票と 照合し確認
マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが5年間保存)	マニフェストの一部を 5年間保存
マニフェストの状況報告	情報処理センターが 代行して報告	排出事業者 自らが 、行政に 文書にて報告



その後?

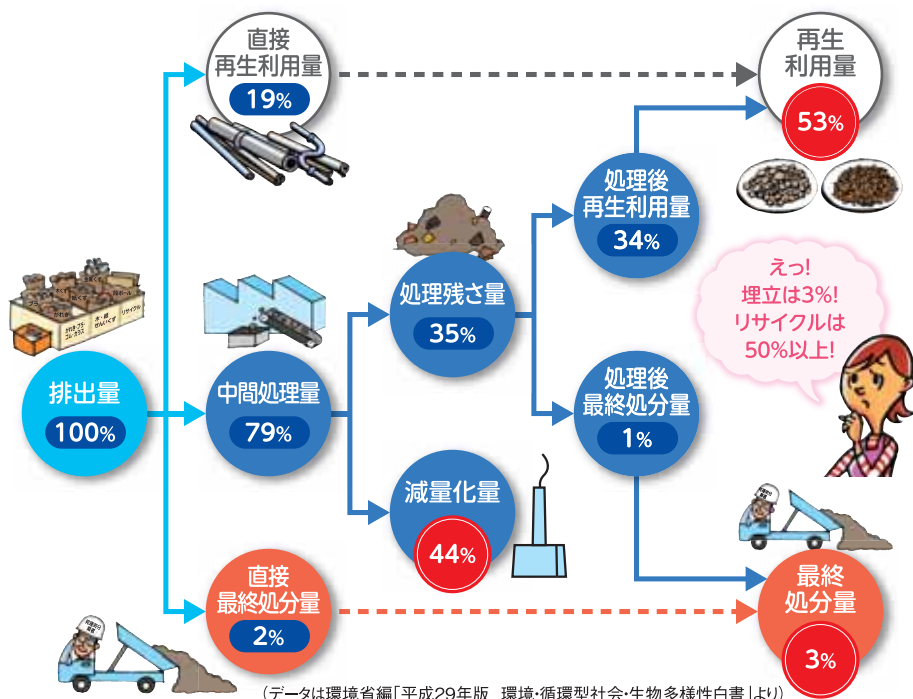
廃棄物は、どう処理されるの?

中間処理の後、リサイクルされたり焼却・埋め立てられます。

現場から排出された産業廃棄物は、元請自ら運搬するか収集運搬業者に委託して、中間処理施設や最終処分施設に持ち込まれます。中間処理施設では、廃棄物を選別・破砕し、資源となるものを取り出します。また、焼却や圧縮をして量を減らし、最終的に埋める廃棄物も減量します。最終処分施設では、中間処理施設で残ったものを、厳しい管理基準のもとで埋め立てします。

廃棄量の半分近くがリサイクル

産業廃棄物は、53%が再資源化され、44%は焼却や脱水によって減量化され、最終的に埋め立てられるのは3%です。よく分別し、適正な処理を業者に依頼すればリサイクル率は上がり、埋め立てられる量も減ります。



建設系産業廃棄物の行方

廃棄物の
排出現場

廃棄物は分別しましょう。分別されていない廃棄物や混合廃棄物は、選別のコストが高ついたり、再資源化できず最終処分(埋立)せざるをえなくなります。

混合廃棄物



分別された廃棄物



収集・運搬



収集運搬業者に委託するか自ら運搬します。委託の場合は、リフォーム工事のような排出量の少ない現場をまわり、小口回収をしてくれる収集運搬業者がいます。なお、自ら廃棄物を持ち帰り、保管する場合は厳しい基準がありますので注意が必要です。



中間処理
施設



そのまま資源となるもの、処理して資源になるものをリサイクルします。リサイクル困難なもので燃やせるものは焼却(減量化)し、燃やせないものは安定化(無害化)して最終処理場へ送ります。

選別・リサイクル
できないもの



混合廃棄物



がれき類



木くず



リサイクル処理



再生骨材

チップ

販売

工場・専門業者



路盤材



ボード類

最終処分
施設



焼却

破碎・資源回収

廃棄物を最終的に埋め立てする施設です。廃棄物の受入検査、浸透水・地下水など環境への影響等についての厳しい検査や管理を行っています。

安定型最終処理場…
建設系廃棄物のうち腐敗
したり有害物質が溶け出
さないものを埋めます。



1

産業廃棄物を協力業者に
持ち帰らせてもかまわないの？



いけません。廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理の責任は排出事業者(元請)にあると定められています。したがってリフォーム工事から出る廃棄物は、元請が処理しなければいけません。また、協力業者が廃棄物処理の許可を持っていても、委託契約を結ばなければ、廃棄物を引き取らせることはできません。



適当に
処分しておいてよ!

えっ!
それって
法律違反ですよ!



2

産業廃棄物はお客様が 処理すべきでは？



リフォーム工事から出た産業廃棄物の処理を、お客様に依頼してはいけません。ただし処理費用は、お客様に負担していただきます。廃棄物のリサイクルや処理には、運搬費、処理費などの費用がかかることを説明し、納得していただくことが重要です。

処理費用は
契約書にも
標準項目として
書かれているんです

私たちも環境を
守るためのコストを
負担するのね



3

産業廃棄物の処理はどんな業者に委託してもいいの？



まず、許可を受けた業者を選ぶことです。ただし、許可取得業者だからとか、知人紹介の業者だからと安心せず、自ら十分に確認することが必要です。確認の方法として、各都道府県や政令指定都市等の産業廃棄物窓口や業界団体に訊くのも、ひとつの方法でしょう。



インターネットでも調べられるんですって！



社長のなやむコラム

どこで探せるの？ 処理業者。

各業界団体や一部の自治体では、登録している産業廃棄物の収集運搬業者や中間処理業者、最終処分業者のリストをホームページで公開しています。主なものを以下に挙げてみました。

<全国の処理業者の許可情報や経営情報のほか、優良性評価制度情報も検索できます>

・産廃情報ネット <http://www.sanpainet.or.jp/>

<都道府県でも処理業者の許可内容の検索ができます:例:東京都>

・東京都環境局産業廃棄物対策課

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/processor/search.html

<都道府県や市によって許可を取り消された事業者を検索できます>

・環境省:産業廃棄物処理業・処分施設許可取消処分情報

<http://www.env.go.jp/recycle/shobun/>

4

産業廃棄物の収集運搬を近所の運送業者に頼んでもいいの？



いけません。産業廃棄物の運搬は、一般の運送業者に委託することはできません。排出事業者（元請）が自ら運ぶか（この場合許可は不要）、許可をもった廃棄物収集運搬業者と契約し、運搬を委託しなければいけません。無許可の業者に依頼することはできません。積み込みと積み下ろし場所の行政が違う場合は両方の行政の許可が必要となります。県によっては、県外から廃棄物を搬入するに当たって承認が必要な場合があります（これを事前協議制といいます）。

許可業者は
もちろんOK！



元請が自分で
運ぶのもOK！



許可のない
運送業者はダメ！

5

委託業者が不法投棄したら、 元請業者にも責任はあるの？



廃棄物を処理する際には、排出事業者(元請)の責任が重要視され、この責任を果たさないと罰則(懲役や罰金など)を受けるだけでなく、その他の社会的制裁をも受けかねません。委託した業者が不適正な処理や不法投棄をした場合には、たとえその業者が許可を持った業者でも、排出事業者は法令に基づく義務を怠ったという事で責任が問われることがあります。

なかには安価で請け負い、不法投棄をする業者もいますので注意が必要です。委託した業者が不法投棄をした場合、その撤去費用を求められることがあります。料金は適正かどうか、さらに施設を見学するなど業者の信頼性を確認することも必要です。



6

マニフェストを使えば
委託契約は要らないの？



必要です。マニフェストの交付前に、収集運搬業者および処理処分業者とそれぞれ直接、書面による委託契約を締結しなければなりません。契約の際には、無許可の業者に委託しないよう、さらに取扱品目など許可内容もしっかり確認します。

どっちも必要！



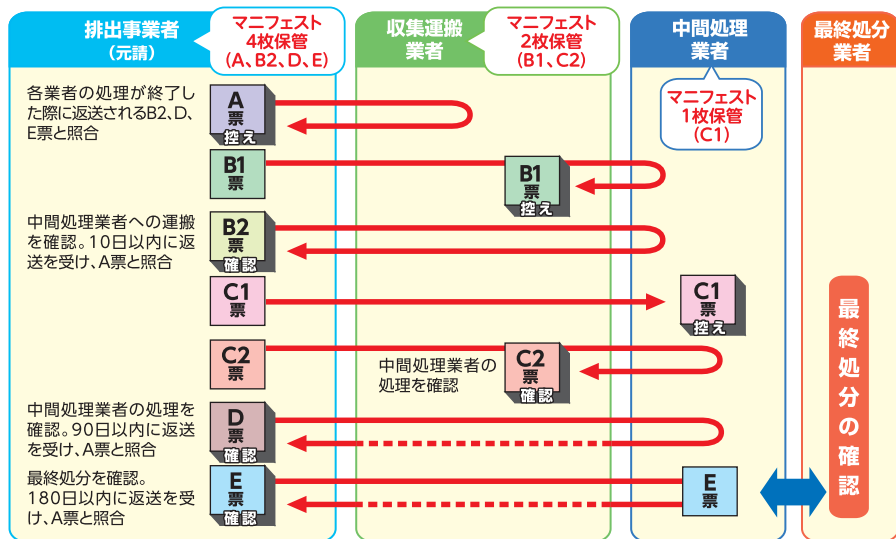
7

紙マニフェストの流れはどうなっているの？



紙マニフェストは7枚綴りの複写式伝票になっています。そこに産業廃棄物の種類、数量、委託先等を記入し、業者から業者へ産業廃棄物とともに渡しなが、処理の流れが確認できる仕組みになっています。

<紙マニフェストの流れの例(収集運搬業者1社の場合)>



社長のなやむコラム

どこで入手できるのマニフェスト？

リフォーム工事で使用する紙マニフェストには、建設業界の団体が発行する「①建設系廃棄物マニフェスト」と汎用で使える「②産業廃棄物マニフェスト」の2種類があります。右記の2ヶ所で購入できます。

- ①建設系廃棄物マニフェスト
主な都道府県の建設業協会
- ②産業廃棄物マニフェスト
各都道府県の産業廃棄物協会

8

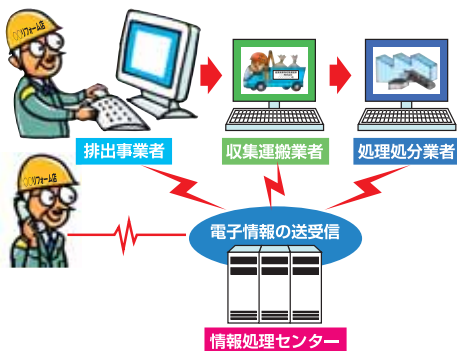
電子マニフェストの仕組みはどうなっているの？



電子化されたマニフェスト情報を、排出事業者、収集運搬業者、処理処分業者の3者が情報センター（JWNET※）を介してネットワークでやり取りします。利用するためには3者が情報センターに加入する必要があります。

●現場で便利！事務処理も効率化

パソコンだけでなく携帯電話を利用して現場からの登録・報告ができます。処理状況の確認が即座にできるほか、データの再利用（帳簿作成）や一元管理ができます。



●漏れをシステムがチェック

法で定められた必須項目の記入漏れや業者情報との不一致、委託した廃棄物の処理期限が近づくと注意喚起するなど自動的にチェックします。

●報告や保管の義務が免除

マニフェスト報告書や5年間保管も情報センターが代行してくれます。

※廃棄物処理法に基づき、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが「情報センター（JWNET）」を設置し、電子マニフェストの運営を行っています。平成29年の改正により、特定の産業廃棄物を多量に排出している事業者には、紙マニフェストの交付に代えて電子マニフェストの使用が義務づけられました。



社長のなやむコラム

どうやって申込むの電子マニフェスト？

右記より加入申込書を入し、手続きを行います。加入登録されると、JWNETのホームページからソフトをインストールし、使用できます。所定の料金が必要です。

- ① JWNETのホームページ
(<http://www.jwnet.or.jp/>)
- ② 各都道府県の産業廃棄物協会
- ③ サポートセンター(JWNET)
TEL.0800-800-9023
(フリーアクセス、通話料無料)



マニフェストは保管や報告をしなければいけないの？



紙マニフェストには、保管や報告の義務がありますが、電子マニフェストにはありません。

●紙マニフェストの保管義務

収集運搬業者および処理処分業者から回収したB2票、D票、E票を5年間保存しなければなりません。

●紙マニフェストの報告義務

前年度1年間のマニフェスト交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として取りまとめ、当年度の6月30日までに都道府県知事（または各政令市長）へ報告することが義務づけられています。前年4月1日～当年3月31日までに交付したマニフェストが対象となり、事業場単位に報告書を作成します。

様式第三号（第八集の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成20年度）									
都道府県知事 （市長）		殿		報告者 住所 東京都千代田区〇-〇-〇 氏名 リフォーム店主(有) 適正 処理男 （法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-3556-XXXX				平成 21 年 6 月 10 日	
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称		リフォーム店主事務所				業種		総合工事業	
事業場の所在地		〒102-0094 東京都千代田区〇-△-X				電話番号 03-△△△△-XXXX			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場の住所
1	がれき類	120	25	123456	運搬受託者A	〒123-4567 〇〇町〇〇12	654321	処分受託者B	T234-5678 〇〇町〇〇34
2	廃プラスチック類	50	50	987654	運搬受託者C	〒123-4567 〇〇町〇〇12	654321	処分受託者B	T234-5678 〇〇町〇〇34
3									
4									

(注)報告書の様式、入手等は各自治体へお問い合わせください。

10Q

マニフェストは、すべての廃棄物で1枚(1セット)でいいの？



いけません。マニフェストは、廃棄物の品目(種類)別・運搬先ごとに交付しなければなりません。ただし、廃棄物が分別できない場合は、「混合廃棄物」として交付できます。この場合は、混合廃棄物を同一の中間処理場に搬入して、中間処理を行うことが条件です。

電子マニフェストでは、システム上、品目別に入力したものが、一覧(リスト)で登録できるようになっています。



11

マニフェストはどんな場合でも 交付するの？



いいえ。次の項目に当てはまる場合は、交付する必要はありません。

①排出事業者（元請）が自ら運搬する場合。ただし、産業廃棄物の運搬および処分を他人に委託する場合には、それぞれの業者に対し当該委託にかかる部分のマニフェストを交付する必要があります。また、産業廃棄物を自社運搬する車輛には、必要事項の表示と書面の備え付け（携帯）が必要となります。（Q13参照）

②都道府県や市区町村などが運営する処理処分施設に、産業廃棄物の処理を委託する場合。

③専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬または処分を業として行うものに委託する場合。（古紙、金属くず、古繊維、空き瓶の4品目）
その他、環境大臣や都道府県知事に再生利用の認定・指定を受けた者に、委託する場合。



12

現場で分別するのは大変、何でも一緒に排出していいの？



いけません。再資源化（リサイクル）をするためにも必ず分別してください。その後の処理工程を考えると、分別する方がコスト面（処理業者への委託費用）だけでなく、エネルギー効率や環境負荷の面でも有効です。環境省の指針でも定められていますが、現場では次の点に注意して分別してください。

- 金属くず、ダンボール等のリサイクル可能なものは、再資源化するため分別を徹底しましょう。
- 現場で食べた弁当の空きがらや生ゴミ、ジュースの空き缶などの一般廃棄物は各自で持ち帰りましょう。
- 安定型産業廃棄物※にそれ以外の廃棄物が混合、付着しないように分別しましょう。

※建設廃棄物（P5 参照）のうち、①がれき類（コンクリートくずを含む）②廃プラスチック類③ゴムくず④金属くず⑤ガラス・陶磁器くずが「安定型産業廃棄物」です。



13

自社に産業廃棄物を持ち帰る時も 車輛表示と書類携帯は必要なの？



必要です。どんなに少量であっても、自己の産業廃棄物の運搬も含め、走行中の車輛が産業廃棄物を運搬していることを明らかにする必要があります。適正な運搬を行っていることが確認できるように、表示と書面の携帯が法律によって義務づけられています。表示と書面の携帯を行わなかった場合、法律違反となり行政命令（排出事業者なら改善命令や刑事罰対象）を受けることになります。

●表示義務について

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車輛の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者が 自分で運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 排出事業者名

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社

(見本)

産業廃棄物処理業者が 委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 業者名
- ③ 許可番号（下6ケタ以上）

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
〇〇〇〇〇〇号

(見本)

※表示の注意点／●見やすいこと ●鮮明であること ●両側面に表示すること
●識別しやすい色の文字であること
●文字サイズは、「産業廃棄物収集運搬車」は140ポイント(4.9cm)以上、
「氏名または名称」「許可番号」は90ポイント(3.2cm)以上

●書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次の書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が 自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- 氏名または名称および住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(見本)

■氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇番
■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇〇〇・〇〇トン

■積載日
〇年〇月〇日

■積載した事業場
〇〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

■運搬先の事業場
〇〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

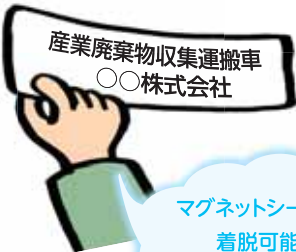
※排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば様式は問いません。

産業廃棄物処理業者が 委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 許可証の写し



※電子マニフェストを利用の場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。
※処理業者が携帯する許可証の写しは、必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。



マグネットシートなど
着脱可能な
表示でもOK!

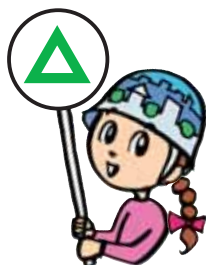
左右で位置が違って
荷台や被牽引車に
表示してもOK!



表示が隠れていると
表示義務違反!

14

産業廃棄物が少量なので会社に保管しておいてもかまわないの？



会社に保管することはできますが、会社に持ち帰るためには車輛表示と必要書面の携行が必要ですし、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って、適正に保管しなければなりません。また、保管した後は許可取得業者に運搬委託することになります。会社に保管することのメリットはそれほど大きくありません。

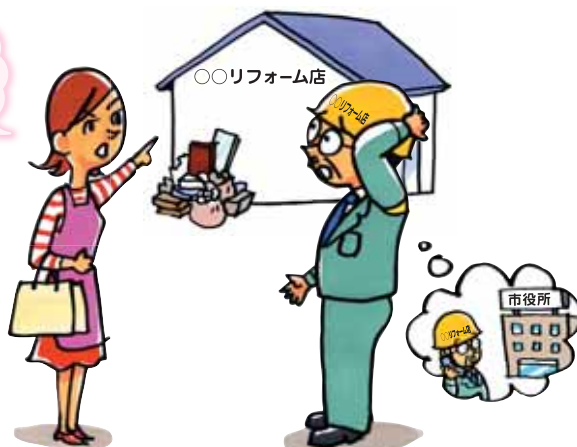
参考

●廃棄物処理法に定められた保管基準

- 保管量の上限を守ること（7日分以内）
- 周囲に囲いを設けること
- 掲示板を設けること（60cm×60cm以上）
- 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭を発散しないようにすること
- ねずみ、蚊、はえ等を発生させないこと
- 保管の高さを守ること（屋外で容器に入れず保管する場合）

その他、自治体ごとに規制が定められている場合がありますので、くわしくは各自治体にお問い合わせください。

こんなふうに
置いていいの？



15

建材に石綿が含まれていた場合、 どうすればいいの？

A



工事内容によっては作業者はもちろん依頼者（居住者）や近隣の方々にもその影響があることが想定されます。事前の調査で該当することが判明している場合には、法的主旨に則って所要の対策を講ずる必要があります。

●石綿含有建材の種類により異なる対策

解体・改修工事を行う石綿含有建材の種類に応じて、三つのレベルに分類され、それに応じた対策をとる必要があります。

①石綿含有吹付け材（レベル1）の除去

- ・発じん性が著しく高いので、厳重なばく露対策および粉じん飛散防止対策が必要
- ・吹付けリシン等も対象

②石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材（レベル2）の除去

- ・石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材など
- ・発じん性が高い、レベル1に準じたばく露対策および粉じん飛散防止対策が必要

③その他石綿含有建材（成形板等）（レベル3）の除去

- ・破碎、切断等により発じんの可能性あり
- ・湿式作業と保護具等の防じん対策が必要

なお、除去作業だけでなく、廃棄についても対策が必要です。



吹付け石綿の例



石綿含有保温材の例



石綿含有成形板の例

4 保護具の使用

事業者は、作業レベル（気中石綿繊維濃度）に応じて、労働者に呼吸用保護具、保護衣、作業衣等を使用させます。なお、保護具等は付着した粉じんを完全に除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはいけません。



5 養生・立入禁止措置

事業者は、関係者以外の作業場内への立入を禁止し、出入口の見やすい所に立入禁止を掲示します。また作業場には、周辺への粉じんの飛散防止幕を設けるとともに、石綿等取扱い作業の注意事項を見やすい所に掲示します。



6 湿潤化の実施

発じん防止が、石綿ばく露を防止する最も有効な対策です。作業全般（作業前、作業中、運搬・集積、一時保管、搬出、清掃など）にわたって湿潤化をしましょう。



7 除去作業

手作業にて石綿含有成形板をできるだけ原形のまま撤去します。撤去した石綿含有成形板は他の廃棄物と混合せず、湿潤な状態を保ちながら、プラスチック袋、プラスチックシート等で梱包します。梱包には、「石綿含有産業廃棄物（がれき類）」等の表示をします。なお、梱包においても割ったり破砕しないでください。



8 一時保管

事業者は、当該廃棄物が運搬されるまでの間、法律に定められた基準（他の廃棄物との分別、保管場所の表示など）に従って保管します。

産業廃棄物保管場所

廃棄物の種類：石綿含有産業廃棄物（がれき類）
 管理者名：〇〇リフォーム店
 連絡先：TEL.03-0000-0000
 保管数量：〇〇kg
（屋外で容器を用いずに保管する場合）
 保管の高さ：1.5m

17

取り除いた石綿含有成形板は、通常の産業廃棄物の委託方法でいいの？



かまいません。石綿含有成形板(レベル3)が廃棄物になると、石綿含有産業廃棄物となり、区分としては「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック」等に該当します。石綿含有産業廃棄物については、他の産業廃棄物と分別して埋め立て、その場所を記録することなどが必要になるので、受け入れない処分場もあり、処理費用も通常の産業廃棄物に比べて高くなる場合があります。なお、リシン等の建築用仕上塗材は、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」になります。

①処理の委託

事業者は、石綿含有産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、法に従って各処理業者と書面による契約を行い、委託時には、他の廃棄物とは別の Manifesto を交付して排出します。

②Manifesto記載

「産業廃棄物の種類」欄の「石綿含有産業廃棄物」に数量を記載します。

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , ㎡)			
安定型品目	数量	安定型品目	数量
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)	
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物	26kg
03 その他がれき類			
04 ガラス・陶磁器くず			
05 廃プラスチック類			
06 金属くず			



社長のなやむ
コラム

まだまだある! 石綿を含む建材

右表は、主な石綿含有成形板(レベル3)とその製造期間です。この時期に該当していても石綿を含有していない製品もあります。

種類(施工部位)	建材の種類	製造期間
内装材 (壁・天井)	スレートボード	～2004
	けい酸カルシウム板第一種	～2004
	パルプセメント板、スラグ石膏板、押出成形品	～2004
	ロックウール吸音天井板(岩綿吸音板)	1965～1987
	石膏ボード	1970～1986
耐火間仕切り	けい酸カルシウム板第一種	～2004
床材	ビニル床タイル	～1988
	フリーアクセスフロア材	～1990
外装材 (外壁・軒天)	窯業系サイディング、パルプセメント板、押出成形セメント板	～2004
	スレートボード、スレート波板(全商品)、スラグ石膏板	～2004
	けい酸カルシウム板第一種	～2004
屋根材	住宅屋根用化粧スレート	～2004
煙突材	石綿セメント円筒	～2004

18

石膏ボードは他の廃棄物と 違うと聞いたのですが？



はい。石膏ボードを廃棄する場合は、管理型最終処分場に搬出し、埋立処分する必要があります。したがって、他の建設廃棄物と分別しておくことが必要になります。

石膏ボードには、石綿、ヒ素、カドミウムを使用したり含んでいるものがありますので、これらはリサイクルせずに、下記のように処理することが必要です。

石綿を含む石膏ボード	袋詰めした後、管理型最終処分場に搬出し、埋立処分
ヒ素・カドミウム	石膏ボードメーカーへの搬出、 または、管理型最終処分場に搬出し、埋立処分

なお、上記有害物を含む製品の判別については、一般社団法人石膏ボード工業会「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（概要版）」をご参照ください。



19

一般廃棄物と産業廃棄物の 区別は簡単にできる？



例えて言えば、「家を逆さまにしたとき、下に落ちるものが一般廃棄物で、落ちないものが産業廃棄物」と説明している人もいます。当然正確ではありませんが、お客様にはわかりやすい説明となります。普通ゴミや粗大ゴミなどの一般廃棄物は、市区町村のルールに従ってお客様に処分していただきます。 (P34参照)





家具やテレビなど お客様に頼まれたものを 処分していいの？



いけません。家具や自転車等は、事前に粗大ゴミとして市区町村での処分をお客様にお願いしてください。リサイクルショップや一般廃棄物の処理業者（費用が必要な場合もあります）を紹介して、引き取ってもらうのもよいでしょう。また、家電リサイクル法の対象製品（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）も産業廃棄物としては処分できません。お客様自身が家電小売店に処分を依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し市区町村に処分を依頼します。



われわれでは、
処分できないのです。
法律で決まっていますから

粗大ゴミ

お客様が市区町村へ
連絡して、処分を
依頼する。



これもついでに
処分してくださるかしら？



家電リサイクル

お客様が家電小売店や
郵便局で申し込み、
処分を依頼する。
（所定の料金が必要です）

21

少量だし、紙や木なら
家庭ゴミとして出しているの？



いけません。リフォーム工から発生した紙くず、木くずは「廃棄物処理法」のなかで産業廃棄物としての処理が定められています。家庭ゴミ（一般廃棄物）は、税金でその処理費用をまかなっていますが、そこに産業廃棄物を出してしまうと、その排出者が負担すべき費用を税金でまかなってもらうことになります。また、お客様に頼んで、一般廃棄物として処理してもらうこともできません。

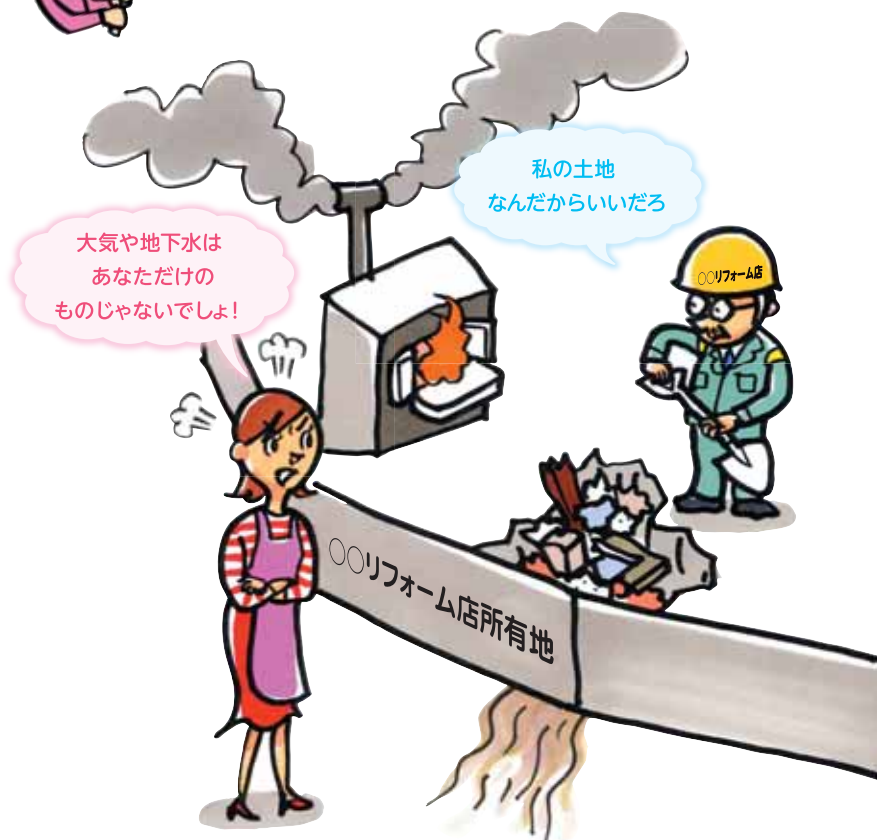


22

自分の所で燃やしたり、 自分の土地に埋めてもいいの？



燃やしたり埋めたりしてはいけません。このような処分は、有害物質の発生を防ぐために厳しく規制されています。野焼きや基準を満たしていない焼却炉で燃やしたり、自分の土地だからといって勝手に埋めることもできません。



23

現場で余った端材は産業廃棄物？
持ち帰ってリユースしてもいいの？



材料として使用するものであれば資源と見なされ産業廃棄物には当たりませんが、廃棄するものであれば産業廃棄物となり、廃棄物処理法の規制がかかります。再使用するつもりで持ち帰っても「結局使わなかった」のでは廃棄物を持ち帰ったのと同じことになります。その後の処理の仕方では違法になることも考えられますので、持ち帰る場合はその再使用方法をよく確認する必要があります。



24

梱包材などはメーカーに回収してもらえるの？



できません。住設・建材メーカーでは不要となった段ボールの回収や処理はできません。一度工事現場に受け入れた商品に付随した段ボールなどの梱包材は、すべて産業廃棄物となります。排出事業者（元請）による、産業廃棄物処理法に従った適切な処理が求められます。

なお、リユース（再使用）を目的とした、リターナブル梱包※にて搬入された梱包材の回収については、メーカーの回収方法に従って返却してください。

※ 配送後、梱包材等を回収して再利用する梱包・回収システム。メーカーにとっても現場（元請）にとっても廃棄物となっていた梱包材が、回収再利用されることにより、資源節約とともに処理コストの節減になる。



25

廃棄物処理法平成29年改正で リフォーム事業者に 関連するものはなんですか？



特に関連するのはマニフェスト未交付などの罰則の強化（法27条の2）です。

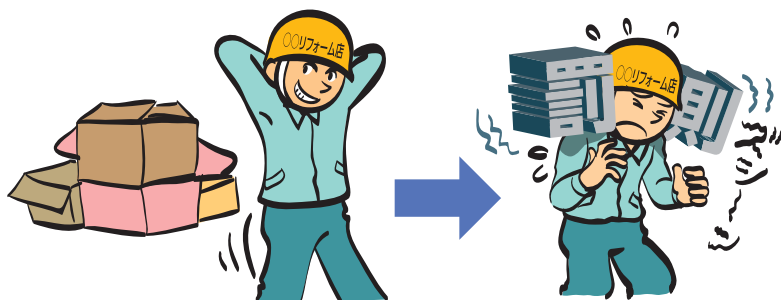
処理業者が受託した食品廃棄物の処分が終了していないにも関わらず、電子マニフェスト上は処分が終了した旨の虚偽報告を行った事案がありました。

そのためこのような事態が発生することを防止するために、マニフェスト（紙及び電子）虚偽記載などについての罰則が強化され、従来「6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金」であったものが、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に罰則が引き上げられました。

その他

- ①有害使用済機器の適正な保管等の義務付け（法17条の2）
- ②親子会社間による産業廃棄物の処理にかかる特例（法12条の7）
- ③許可取消し等に伴う処理困難通知の義務付け、および必要な措置（法19条の10など）
- ④マニフェスト制度の強化（法12条の5）

が規定されました。



26

平成27年の廃棄物処理法の 災害に対応した改正について 教えてください



東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくためには、特例的な措置が必要であるとの認識が生まれ、廃棄物の処理についての必要な措置を講ずる必要が生まれました。

そこで、廃棄物処理法の一部を改正し、

- ・災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念及び国、地方公共団体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務を明確化
- ・国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項を拡充
- ・非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続の簡素化

をしました。

その他、災害対策基本法の一部を改正して特定の大規模災害が発生した場合の環境大臣による指針の策定及び災害廃棄物の処理代行措置について規定しています。

連携



27

石綿(アスベスト)含有建材データベースWeb版はどのようなものですか？



国土交通省及び経済産業省は、石綿含有製品の情報を「石綿（アスベスト）含有建材データベースWeb版」（<http://www.asbestos-database.jp/>）として公表しています。ここでは登録する石綿含有建材を定義し、それらを検索できるようにするとともに、その他の関連情報がまとめられています。

このデータベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報を提供するものです。

ただし、製造メーカーが廃業してしまい製品情報の確認が取れない場合など、データが未整備で絞り込みが困難な場合もありますので、本データベースの使用にあたっては、ご利用上の注意をよく読み、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関連法令を遵守した上で使用してください。

The screenshot shows the homepage of the 'Asbestos-containing Building Materials Database Web Version'. The header includes the title '石綿（アスベスト）含有建材データベース' and logos for the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism and the Ministry of Economy, Trade and Industry. Navigation tabs include HOME, About the Site, Registration, Notice of Use, and NEWS. A main section titled '建材を検索する' (Search for Building Materials) contains a search form with fields for '登録番号' (Registration Number), '建材名（一般名）' (Material Name (General Name)), '商品名' (Product Name), '製造メーカー名' (Manufacturer Name), '建設・解体' (Construction/Demolition), and a '検索する' (Search) button. Below the search form is a link to '詳細条件を設定する' (Set Detailed Conditions). A 'ご利用上の注意' (Notice of Use) button is also present. The 'NEWS' section lists recent updates, including the launch of the database and the release of the search manual. The footer contains copyright information for 2019 and a link to the search manual.

廃棄物処理・リサイクルについての関連ホームページもご覧ください。

- 国土交通省（建設リサイクル法関連）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>
- 環境省（廃棄物・リサイクル対策）
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/>
- （公財）日本産業廃棄物処理振興センター「JWNETサポートセンター」（電子マニフェスト）
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
- 建設マニフェスト販売センター（建設系マニフェスト購入問い合わせ先）
<http://mani.gr.jp/>
- （公社）全国産業資源循環連合会
<https://www.zensanpairen.or.jp/>
- （一社）住宅生産団体連合会（委託契約書の書式など住宅生産者のための情報）
<http://www.judanren.or.jp/proposal-activity/download/index.html>
- （一社）JATI協会（アスベストに関する建築物、廃棄物、法規などの情報）
<http://www.jati.or.jp/>
- 国土交通省・経済産業省（石綿（アスベスト）含有建材データベース）
<http://www.asbestos-database.jp/>

改訂にあたって上記ホームページや以下の書籍・冊子を参考にさせていただきました。

- （一社）全国建設業協会「建設系廃棄物マニフェスト及び建設系廃棄物処理委託契約書Q&A」
- 「かんたん建設リサイクル法」／全国低層住宅労務安全協議会編
- 「建設リサイクル法のなぜ?に答える本」／全国低層住宅労務安全協議会編
- 「現場管理者のための建設廃棄物適正処理の手引き」／（一社）プレハブ建築協会
- 「『建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律』のご案内」
／建設副産物リサイクル広報推進会議
- 「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面の備え付け義務について」
／環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
- 「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
／建設業労働災害防止協会
- 「建設系廃棄物処理の手引き」／全国建設労働組合総連合
- 「低層住宅石綿取り扱いガイド 改訂版」／（一社）住宅生産団体連合会
- 「建築物の解体等の作業における石綿対策…改正石綿障害予防規則の概要」
／厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
- 「廃棄物処理法に基づく 電子マニフェスト」／（公財）日本産業廃棄物処理振興センター
- 「産業廃棄物ガイドブック」／（公社）全国産業廃棄物連合会

リフォーム工事の廃棄物 正しい処理方法

平成15年11月 初 版発行
平成30年 9月 第4版発行（1刷）

発 行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
TEL 03-3556-5430



一般社団法人

住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング4階

☎ 03-3556-5430

FAX.03-3261-7730

<http://www.j-reform.com>